

砂 川 市 規 則 第 8 号
令和 5年 3月 27日

砂川市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

砂川市通勤手当支給規則（昭和33年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「1カ月当たりの通勤回数」を「1か月当たりの通勤所要回数」に改める。

第14条を削る。

別記様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

通 勤 届						年 月 日提出		
(勤務庁の長)様		勤務庁名			主たる届出事由 ☐ 新規(異動の場合を含む) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更	上記事実の発生年月日 年 月 日		
		所在地						
(届出人氏名)		職 名						
		住 居						
砂川市職員通勤手当支給規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。								
順路	通勤方法の別	区 間	距離(概算)	所要時間(概算)	乗車券の種類	左欄の額	備考	
1		住居から (経由) まで	km	時間 分		円		
2		から (経由) まで	・	・				
3		から (経由) まで	・	・				
4		から (経由) まで	・	・				
5		から (経由) まで	・	・				
総通勤距離(概算)		・	総所要時間(概算)		時間 分	平均1か月間の運賃等の負担額		円
総通勤距離2km未満の場合、交通機関等を利用する理由								
他に利用し得る交通機関等がある場合、その名称及び利用区間等								
確認及び決定(提出者は記入しないこと)						決 定 事 項		
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の別	1か月の運賃等の額の算出基礎	1か月の運賃等の額	条例第11条該当理由	通勤距離2km以上 通勤距離2km未満	☐ 交通機関等利用 ☐ 自転車等利用 ☐ 身体障害
	交通機関等の	利用区間			円			
1						通勤手当の月額	規則第8条の額	円
2						支給の始期終期等	条例第12条の額	円
3						非該当理由	年 月 日 開始 訂 正 終了	
条例第11条及び同条に基づく規則(通勤手当)の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。 年 月 日 (職・氏名)						取印 扱 者 認		

